

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	承久度鷹尾神社本殿の神座
Author(s)	山口, 佳巳
Citation	史学研究 , 305 : 352 - 368
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055694
Right	
Relation	



承久度鷹尾神社本殿の神座

一 緒言

福岡県柳川市大和町鷹ノ尾に鎮座する鷹尾神社は、筑後国一宮高良大社の別宮であり、瀬高下荘の鎮守でもあった。応神天皇、仲哀天皇、神功皇后を祀る。境内は東を正面とし、東端から鳥居、神門、拜殿及び祝詞殿、そして最奥に本殿を一直線に並び建てる。また、境内の北側には、覆屋内に安置された牛の宮がある。

現存する本殿(図1)は天保四年(一八三三)に造替されたものであるが、建暦三年(一一一三)の焼失後、承久元年(一一一九)に再建、遷宮された本殿の用材注文と指図が現存しており、それらを主たる史料として三間社流造、段柿葺の本殿が復元された¹⁾。その遷宮時の指図を掲載した承久元年の「鷹尾社遷宮宝殿指図并用途直法等注文」(以下、「宝殿指



図1 鷹尾神社本殿

図」とする)には、本殿の室内装束について²⁾の注文も含まれており、本殿の建築のみならず神座まで復元することが可能であるが、先学による論考³⁾はない。そこで本稿では、承久度本殿の神座について復元考察し、その特色を明らかにしたい。十三世紀に遡る神社本殿及び神座の現

山
口
佳
巳

存例は極めて少ない。また、古文書等により神座の古い形式を具体的に知ることができているのは、伊勢神宮や賀茂御祖神社（下鴨神社）など一部の有力神社に限られ、当社のように地方の神社における神座が復元できることは珍しい。したがって、当社の承久度神座は、鎌倉時代前期における神座、また地方における神座の一形式を示すものとして貴重な例である。なお、本稿の一部は、二〇一五年度広島史学研究会大会にて発表済みである。

二 鷹尾神社の概要

(一) 沿革

鷹尾神社の沿革については前稿⁵⁾において詳述したので、本稿では概略のみを記すことにしたい。

当社は、貞観十一年（八六九）に勅建されたと伝えられ、初見史料である保元四年（一一五九）の「高良別宮供下支配注文⁷⁾」において、すでに「高良別宮」とされる。建暦三年の「鷹尾社焼失日記（断簡⁸⁾」によると、「建暦三年（癸酉）四月廿五日〔丙申〕夜、大宮司紀真大夫元真被夜打〔仁〕打、依類火宮并□烧失了、紀真太夫内方被打害烧失火也」、「但御正体ハ惣檢校華王房取出參幡御銚同」（一）内は割注。以下同じ）とあり、大宮司紀真大夫元真が夜討ちされた際、その類火により宮が焼失したが、御正体（神体）は内陣装束の幡や銚とともに取り出して無事であったことが知られる。その

後、本殿を再建するため、建保四年（一二一六）に「御宝殿造宮用材注文⁹⁾」（以下、「用材注文」とする）が提出され、承久元年に遷宮が行われた。この承久度本殿については、仁治三年（一二四二）の「高良別宮神官等申状¹⁰⁾」に、「昔宝殿及大破、礎石徒変苔下、悲哉、今仮屋忽令朽損竟不全」とあり、当時「仮屋」で朽損していたという。ここで「仮屋」とされたのは、部分的に形式を省略し、格式を下げて再建を遂げたことによると考えられる¹¹⁾。承久再建後は、約二十年間隔で屋根の葺き替えが行われている¹²⁾。

その後、年紀未詳の「鷹尾社造宮願案（後欠¹³⁾」において、文亀二年（一一五〇二）に「神殿及破壊候二付而、古例之通造宮之」とあり、神殿（本殿）が破壊したので古例の通りに造宮（再建）したことが知られる。その後、しばらく本殿についての記録を欠くが、当地の領主立花宗茂の代に再び本殿が破壊した際に、本殿に加えて楼門ほかも建立したという¹⁴⁾。現在の本殿は、天保四年に再建されたものである¹⁵⁾。

(二) 現在の本殿と神座

現在の本殿は、桁行三間、梁間三間に一間の向拝を付した三間社入母屋造、銅板葺とする（図2）。桁行三間（中央柱間六尺三寸、両脇柱間五尺四寸）、梁間二間（柱間五尺四寸）を内陣、その前面一間（柱間六尺八寸）通りを外陣とする。内陣後方には柱を立て間仕切り、その奥を内々陣とする。外陣正面には葎を吊り、その両側面には片引戸を建てる。内外

陣境は御簾を垂れるのみとし、内々陣を含めた内陣の側面及び背面は板壁とする。内陣と外陣はともに畳敷とする。内々陣は、各柱間正面に板扉を開き、内部は三室に分け、それぞれ神の専有空間すなわち神座とする。

(三) 承久度本殿と神座

承久度本殿は、桁行三間（柱間六尺二寸）、梁間二間（柱間五尺五寸）の身舎の正面に一間（柱間五尺五寸）通りの庇を付した三間社流造、段柿葺とする（図3）。身舎を内陣、

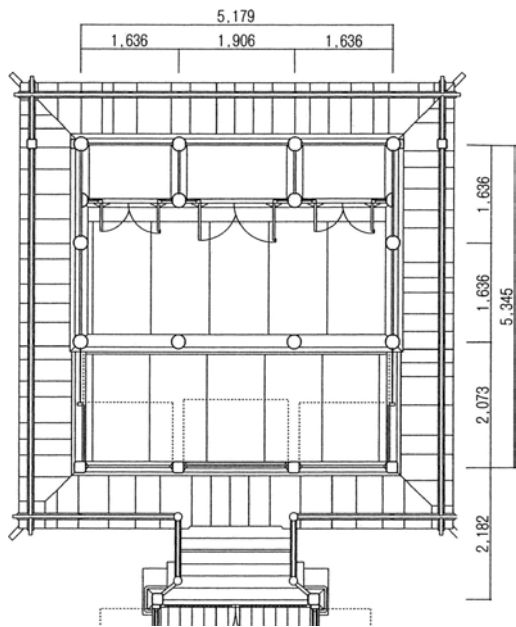
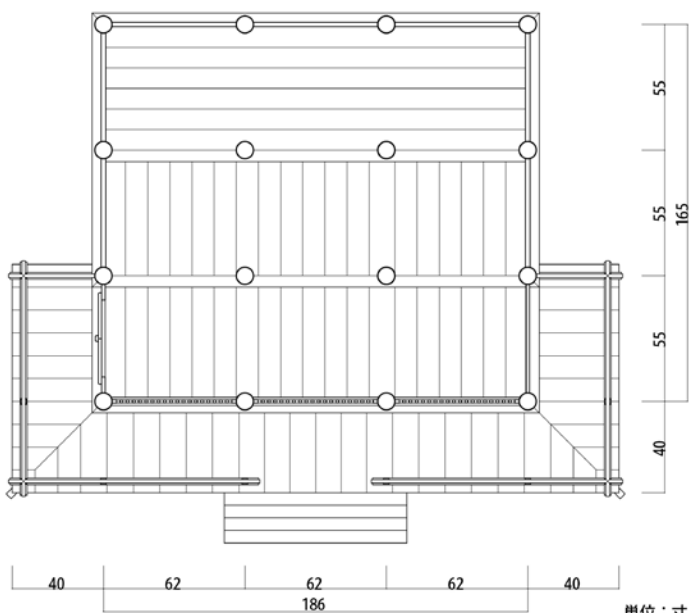


図2 鷹尾神社本殿平面図(『柳川の社寺建築』Ⅱ所収図を一部改変)



単位：寸

図3 承久度鷹尾神社本殿復元平面図

庇を外陣とし、身舎の棟通りの柱筋より奥は床高を上げて内々陣とする⁽¹⁶⁾（図4）。外陣正面には葎を吊り、向かつて左側面には妻戸を建て、右側面は板壁とする。内々陣を含めた内陣の両側面と背面には板壁を嵌める。内外陣境、内陣と内々陣境のいずれにも建具を設けない。室内はすべて板敷とする。

称された。総柱とすることや庇の垂木を身舎庇境の桁に掛けることなど、中世の高良大社本殿と共通する特徴が少なくなく、その影響下で成立したものととしてよい。

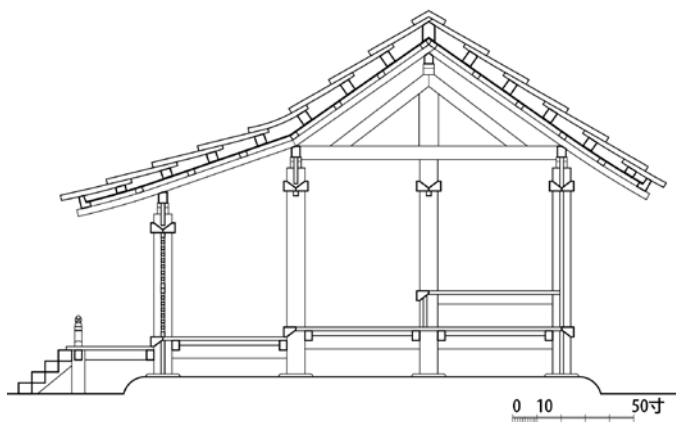


図4 承久度鷹尾神社本殿復元梁間断面図

内々陣の床上が神座となる。

承久度本殿

は、庇回りにのみ縁を廻らせ、床高が低く、段柿葺とするなど、通常の本殿を省略した形式あるいは格式を下げた形式を呈す。これらは、経済的事由により、焼失前の本殿の形式に再建できなかったものと考えられ、

後に「仮屋」と

三 神座形式と先行研究

(一) 神座形式

神座とは、神体を安置する場所をいう。神社本殿内に設けられる神座に限定すると、御玉奈井、御帳台、宮殿（玉殿）などがその代表的な形式として挙げられる。御玉奈井は、伊勢神宮正殿の神座形式で、貞和元年（一三四五）の『貞和御飭記』⁽¹⁷⁾によりその詳細が知られ、二脚の御床（伊勢神宮の場合、厚い板の下に棒状の脚を付けた低い台座）を並べ、その上部四隅に土居（十字に組んだ柱の土台）を据え、細い柱を立て、柱の上部に天井を載せ、頂部から御帷を垂らすものである。次に挙げた御帳台は、内裏や寝殿造の邸宅で使われた天皇、皇后や貴族など高貴な人物が使用する寝所であったものを、神座に応用したものである⁽¹⁸⁾。そして、調度であった御帳台を建築化したのが宮殿と考えられている⁽¹⁹⁾。そのほか、御畳や御茵を配すのみの平敷や、神輿などの神座形式もある⁽²⁰⁾。

詳しくは後述するが、本稿にて復元する神座は、「宝殿指図」に「御帳臺」と明記してあることにより、上記のうち御帳台形式を採ることが知られる。

(二) 先行研究

神社本殿には神が常在するとされ、神の専有空間を含む⁽²¹⁾ため、その内部が公開されることはほとんどない。したがって、

神座についての研究は限られており、史料の豊富な伊勢神宮正殿や現存する一部の宮殿を除いてほとんどない。

御帳台形式の神座²²⁾についても同様であり、特に古代、中世に遡る論考は極めて少ない。本稿と同様に中世の御帳台形式の神座を復元的に考察した論考としては、土田充義の「八幡宇佐宮応永造替の本殿」²³⁾中の内殿及び外殿の御床(御帳台)を挙げるのみである。一方、寝殿造等における御帳台については、小泉和子²⁴⁾や小川光暘²⁵⁾によってその詳細が明らかにされている。

寝殿造等における御帳台が神座に応用されたことについては、よく知られるところであるが、その形式や変化发展の様相が、寝殿造等の御帳台と全く同じなのか、それとも神座特有のものなのかについて、未だ検証されたことはない。

四 復元史料と復元方法

(一) 復元史料

本稿において主たる復元史料となる承久元年の「宝殿指図」を以下に掲げておく。

「宝殿指図」

(前欠)

御寶殿三間一面廣庇

(平面指図)

(中略)

御シト子三帖、廣一尺六寸、四方(三)同、白色面裏同、端四方差、廣一寸、裏面色 赤面錦、一疋宛引、御半居三帖(端ハ青裏八丈絹付、御帳臺中差合)、御座疊三帖(一間一帖宛、端ハ青)、御座下荒薦三枚敷之、

御几帳云者、臺差棟行前二尺七寸、左右(二)二尺五寸、上榑以目隠葺、左右背(ハ)以紙(ハル)、御几帳(ハ)正面左右三方引、長二尺五寸、八丈(ヲ)四乃引、面紫スソコ、裏生同、御几帳ノ尾一間別六筋、長二尺五寸、廣三寸(ヲ)押合(テ)クケテ、正面(三)三所付之、三間(二)十八筋同、裳額唐絹纈纈三破引、三所皆以同、大帳(ハ)三間引逐、三乃内(上)一乃生八丈、下二乃唐絹纈纈)、箆三間端青、文亀甲形ハミ編糸赤、一間別十八所編、糸六両、端一間別四所、表裏上下編付、皆差ク、ム、廣二寸差也、

裳額青色、文(ハ)形ハミノマロハサマニハ蝶摺也、ハタハリハ八丈絹二寸(ヲ)出(テ)付残、中障子二間上紙(ヲ)以(ハル)、

(中略)

此御奉行之時造畢、

承久元年(歲次己卯)十二月五日(日次丁卯)亥時御遷宮畢、

(以下略)

この文書は、遷宮時の本殿平面を示した指図(図5)を掲載するとともに、本殿の柱間寸法や一部の材木寸法、神座を

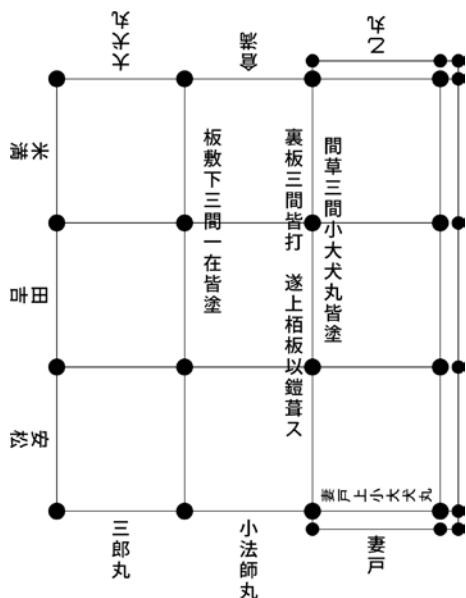


図5 「宝殿指図」中の平面指図(写真本『筑後鷹尾文書』所収図より作成)

含む室内装束を記したものである。本稿では、その室内装束の部分を使用する。なお、建築部材等の員数や寸法を記した文書には、切削等の部材の加工を必要とする用材注文と、仕上りの寸法を記した寸法書があるが、「宝殿指図」はその後者に当たる。

(二) 復元方法

以上の史料を中心として、復元を進めていく。前述したように、承久度神座は御帳台形式を採るものとしてよい。現在の本殿は、内陣奥に内々陣を設け、それを三室に区画して神の専有空間としており、承久度本殿の形式とは異なる。

中世における神座としての御帳台について、その詳細を記

した史料としては、賀茂御祖神社の仁治三年「山城賀茂御祖社遷宮用途進状」(以下、「賀茂社注進状」とする)と宇佐神宮の応永二十六年(一四一九)造替時のものと考えられている「御床廻寸法書」が挙げられる。これらには、すべてではないものの御帳台を構成する部材の名称と寸法の記載があり、その形式を具体的に知ることができる。また、寝殿造等における御帳台と基本的な構造は同様であることから、寝殿造の調度について詳細に記した平安時代末期頃の『満佐須計装束抄』や久安二年(一一四六)から同三年頃の『類聚雜要抄』巻第四(以下、「類聚雜要抄」とする)も参考になる。以上を適宜参照しながら復元する。

五 復元考察

(一) 承久度神座の復元

承久度本殿は、内陣後方一間通りの床を高めて内々陣とし、その上を神座とする。以下、「宝殿指図」の記述順に、復元していく。

【座具】

御茵

「宝殿指図」に「御シト子三帖、廣一尺六寸、四方(二)同、白色面裏同、端四方差、廣一寸、裏面色赤面錦、一正宛引」とある。「御シト子」は御茵を示すとしてよく、三帖が計上

されていることから、三座が置かれたことが分かる。続いて、その寸法と形状が記されている。

まず、「廣一尺六寸、四方(二)同、白色面裏同」とあり、御茵は一尺六寸四方の正方形であり、「面裏」すなわち表裏ともに白色であるという。「端四方差、廣一寸、裏面赤面錦」は、御茵の四方には幅一寸の端(縁)を付し、その表裏は赤色で、表は錦とすると解釈してよいであろう。

また、「一疋宛引」とあるのは、三帖それぞれに長さ一疋ずつを使うことを意味していると考えられる。

御半居

御茵に続けて「御半居三帖(端ハ青裏八丈絹付、御帳臺中差合)」とある。「御半居」は御茵と同様に三帖、すなわち一座につき一帖ずつ配されることが分かる。「御帳臺中差合」とあることから、御帳台の内側に置かれるものとしてよい。御帳台の寸法に従うためか、寸法の記載がない。「端ハ青裏八丈絹付」から、御半居の端は青色で、裏には長さ八丈の絹を付していた。

記述された順番から、御茵の下に敷かれるもの、筵の類と推察される。

御座畳

御半居の次に「御座畳三帖(一間一帖宛、端ハ青)」とある。「御座畳」は神座の畳であり、この一種のみしか挙げられていないので、厚畳であろう。御座畳は、御茵や御半居と同様に、一座につき一帖ずつ配されることが分かる。さらに割註

に「一間一帖」と明記してあることから、柱間一間につき一帖、すなわち柱間に合わせて神座が配置されるものとしてよい^{②)}。具体的な寸法は記されていないが、御帳台を置くための畳と考えられることから、御帳台の平面規模と同じか少し大きい程度が想定される。端は青色である。

荒薦

さらに、「御座下荒薦三枚敷之」とあり、御座すなわち御座畳の下に荒薦(薦を糸で編んだ敷物)を三枚敷くことが分かる。

座具は、上に載るものから順に記述されており、御茵、御半居、御座畳、荒薦の四層より成り、御座畳の上に御帳台を置き、御帳台の内に御半居を配すものと復元される(図6)。

【御帳台】

御几帳(御帳台)

「宝殿指図」に「御几帳^{③)}云者、臺差棟行前二尺七寸、左右(二)二尺五寸、上樽以目隠葺、左右背(ハ)以紙(ハル)」とある。御半居において「御帳臺」と明記されて以降、「御帳臺」という言葉は出てこないが、ここに「臺」とあること、それに

続けて上部や左右及び背面についての記述があることから、御帳台を示すものと考えてよい。また、御帳台は、土居に細い柱を立て、その頂部に長い横材を渡して帳を垂らす几帳と構造が類似しており、この「御几帳」が御帳台を示すものとしても大過はないであろう。

さて、「宝殿指図」には、「臺差棟行前二尺七寸、左右(二)

二尺五寸」とある。これは、御帳台の「棟行前」⁽³⁴⁾すなわち正面幅が二尺七寸であり、「左右」すなわち両側面幅が二尺五寸という平面寸法を指すものと考えられる。
通常、御帳台にはその骨組となる土居や柱、柱の頂部を繋

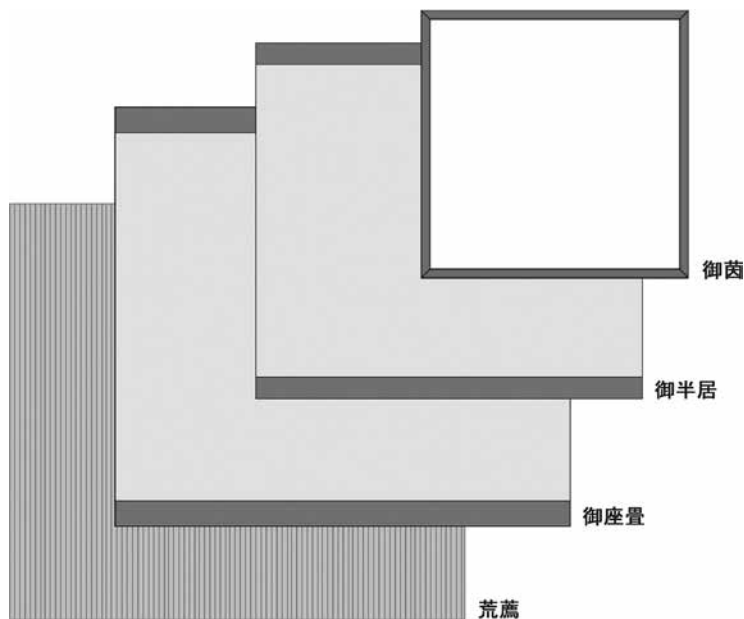


図6 承久度鷹尾神社本殿座具復元概略図

ぐ横材（天井を張るので、天井縁に相当する）が必要であるが、この文書には記されていない。しかし、この次に「上樽以目隠葺」と御帳台上部の記述が続くので、骨組の詳細は省略されたものと推察される。省略されたのは、一般的な形式としたためであろう。ひとまず、年代の近い賀茂御祖神社の御帳台や『類聚雜要抄』を参照し、L字型の土居を四隅に据え、土居の端部と角部に細い柱を立て、柱の上部に天井縁を廻らせるものと復元しておく。

そして、「上樽以目隠葺」は、通常、格間に天井を張るところを「樽」すなわち薄いへぎ板を張ることを示すものと考えられ、それを目隠葺と称している。また、「左右背（ハ）以紙（ハル）」とあり、側面及び背面には紙を張るという（図7）。

御几帳（御帷）

「宝殿指図」に「御几帳（ハ）正面左右三方引、長二尺五寸、八丈（ヲ）四乃引、面紫スソコ、裏生同、（中略）、裳額唐絹纈纈三破引、三所皆以同」とある。ここにいる「御几帳」は布状のものを表しており、先に記された御帳台のものではないことは明らかである。御帳台に続けて記されていること、最後には「裳額」が挙げられていること、御几帳という名称を勘案すると、御帳台の頂部から垂らす御帷⁽³⁵⁾を示しているものと考えられる。

まず、「御几帳（ハ）正面左右三方引、長二尺五寸、八丈（ヲ）四乃引、面紫スソコ、裏生同」とあることから、御帷は、御

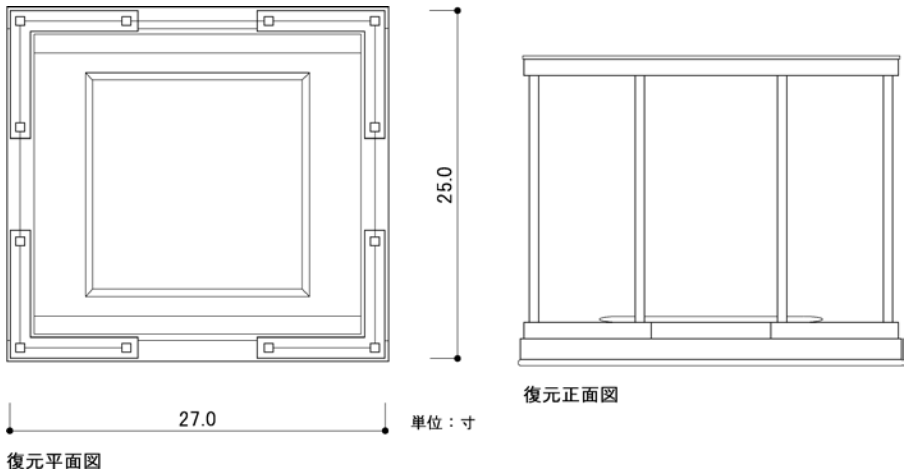


図7 承久度鷹尾神社本殿御帳台復元図

帳台の正面及び両側面の三方に引くことが分かる。長さは二尺五寸である。この御帷の長さから御帳台の高さを推定したい。寸法が分かっているものとして、「賀茂社注進状」と『類聚雜要抄』が挙げられる。前者は御帳台の高さ五尺二寸八分（土居の成三寸、柱の長さ四尺八寸、天井縁の成一寸八分の合計）に御帷の長さ六尺五寸、後者は御帳台の高さ七尺一寸（土居の成四寸と柱の長さ六尺七寸の合計）に御帷の長さ九尺である。これらの比率を参照すると、承久度御帳台の高さは二尺程度が妥当であろう。

「八丈（ヲ）四乃引」は、通常「八帖（各）四幅」などと表記することが多いが、「四幅」は一幅の布を四幅縫い合わせたものであり、「八帖」はそれが八つあるということの意味している。⁽³⁶⁾「面紫スソコ、裏生同」は、その御帷の表は紫色で「スソコ」すなわち裾濃とするというので、下方を濃くしていたこと、裏は「生」すなわち生絹としていたことが知られる。

そして、「御几帳ノ尾一間別六筋、長二尺五寸、廣三寸（ヲ）押合（テ）クケテ、正面（ニ）三所付之、三間（ニ）十八筋同」とあるのは、「御几帳ノ尾」すなわち野筋のことであり、それがそれぞれ一間につき六筋、長さ二尺五寸、広さ三寸を（頂部において）押し合せ、合計十八筋となるという。

裳額

御帷の最後には「裳額唐絹纈纈三破引、三所皆同」とあり、御帳台の上方に廻らせる裳額は唐絹とし、纈纈で文様を

染めたものであることが分かる。

【内々陣の装束】

大帳

御帷に続いて「大帳（ハ）三間引逐、三乃内（上ノ一乃生八丈、下二乃唐絹纈纈）」とある。御帳台については、裳額を廻らせて完成とみてよく、この大帳以降は、神座が安置される内々陣の装束を挙げていくとしてよいであろう。「三間」とあるので、内々陣正面三間の御簾の裏に付す壁代の類である可能性が高い。但し、それが「三乃」すなわち三幅であり、上の一幅は生絹、下の二幅は唐絹とし、纈纈で文様を染めるという。

箒（御簾）

大帳の次には、「箒三間端青、文亀甲形ハミ編糸赤、一間別十八所編、糸六両、端一間別四所、表裏上下編付、皆差ク、ム、廣二寸差也、裳額青色、文（ハ）形ハミノマロハサマニハ蝶摺也、ハタハリハ八丈絹二寸（ヲ）出（テ）付残」とある。これは、「箒（簀）すなわち御簾としてよい。先の大帳が壁代ならば、御簾はその前に掛かる。

「端青、文亀甲形ハミ」は、御簾の端は青色で、その端には亀甲文様を染めたことが分かる。「形ハミ」も文様を表していると考えられる。片喰（カタバミ）とするなら、亀甲の中に片喰を配した文様としたのであろう。そして、「編糸赤、一間別十八所編、糸六両」は、赤色の糸で、一間につき十八所（筋）編み、その編糸は六両であることが知られる。「端

一間別四所、表裏上下編付、皆差ク、ム、廣二寸差也」から、端は一間につき四所で、表裏上下に編み付けるといふ。また、裳額については、「青色、文（ハ）形ハミノマロハサマニハ蝶摺也」とあることから、青色で、丸い片喰の間に蝶を摺った文様としていたのであろう。⁽³⁸⁾

中障子

最後に「中障子二間上紙（ヲ）以（ハル）」とある。単に「障子」といふと、襖障子、明障子、衝立障子が想定されるが、この本殿には襖障子や明障子を建てるに相応しい柱間はなく、衝立障子と考えてよい。本殿の内々陣の中で衝立障子を配すならば、神座と神座の間である。神座間に設けるといふ意味で「中障子」なのであろう。二間という数も一致する。上紙を貼ったという。

（二）承久度神座の構造形式

以上の考察結果に基づき、復元された承久度神座（図8・図9）の形式を改めて述べておきたい。

内々陣の柱間に一座ずつ神座を安置する。神座は御帳台形式を採り、座具、御帳台、御帷から成る。

内々陣の床板上に、座具を設ける。一番下に荒薦を敷き、御座畳、御半居、御茵の順に重ねる。御座畳の上に御帳台を置き、御帳台の中に御半居を配す。御帳台は、基本的には一般的な形式とするが、上部は樽を重ねた簡易的な天井とし、側面及び背面の柱間には紙を張る。また、御帳台の頂部から

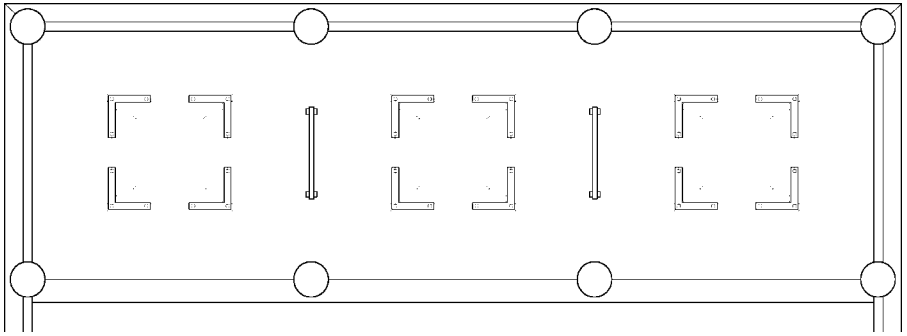


図8 承久度鷹尾神社本殿内々陣復元平面図

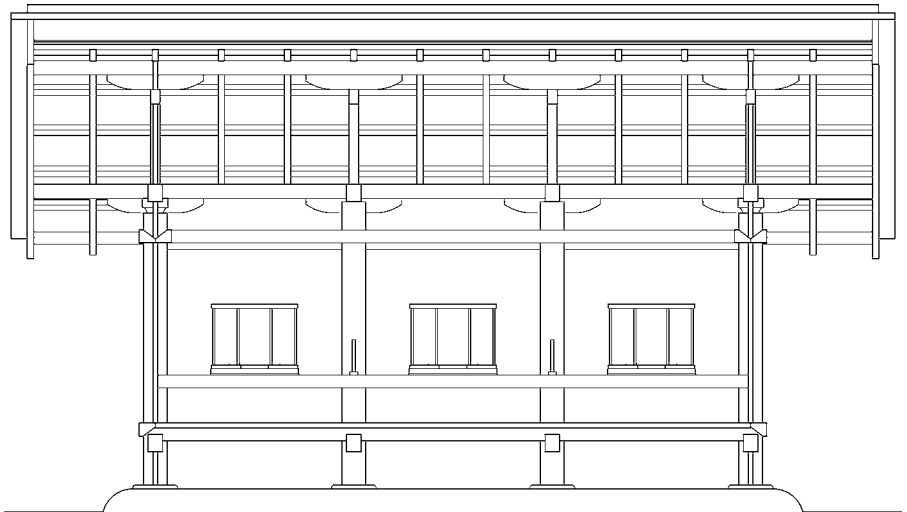


図9 承久度鷹尾神社本殿内々陣復元桁行断面図

御帷と六筋の野筋を垂らし、その上部には裳額を廻らせる。

これらのうち、寸法が明記されているのは御茵（一尺六寸四方、周囲に幅一寸の端）と御帳台（正面幅二尺七寸、側面幅二尺五寸）、御帷及び野筋（ともに長さ二尺五寸）である。御帷の長さから、御帳台の高さは二尺程度と推定される。

また、内々陣正面には御簾を掛け、その後ろには大帳（壁代か）があり、神座間には中障子と呼ばれる衝立障子を配していた。

六 承久度神座の特色とその背景

（一）承久度神座の特色

復元された承久度神座は、御帳台形式とする。その特徴的な点としては、浜床がないこと、御座畳が一帖であること、樽を重ねた天井とすること、両側面及び背面の柱間に紙を張ること、御帷は正面及び両側面に

廻らせることが挙げられる。

まず、浜床に注目したい。御帳台の浜床は、奈良時代までの御床が日本化したものと推定されており、平安時代になると皇后が使用する場合に設けられ、それ以外では次第に省略されるようになったとされているが、神座としての御帳台には基本的に浜床が設けられていたものと考えられる。ほぼ同時代の仁治度賀茂御祖神社本殿の御帳台、応永度宇佐神宮本殿第一殿の御床のいずれにも浜床が確認される。また、江戸時代に作られた住吉大社本殿と賀茂別雷神社（上賀茂神社）本殿の御帳台にも浜床がある。浜床は、神座を本殿の床高よりも一段高めるものであり、承久度神座において浜床がないのは簡略化されたものとしてよい。承久度本殿は、内陣後方一間通りの床高を上げて、神座の位置を高めている。それが浜床を設けた場合と同様の機能を果たしており、浜床の建築化と解釈することができよう。

次に、御座畳についてである。寝殿造等の御帳台、神座としての御帳台のいずれにおいても、御座畳は通常二帖で一組とするが、承久度神座においては一帖とする。畳の大きさを見ると、「賀茂社注進状」には、「長各七尺五寸、弘各三尺五寸」が二帖、「長各五尺二寸、弘各三尺八寸」が二帖（二基分）、「類聚雑要抄」には、「長八尺三寸、弘四尺一寸四分」が二帖である。「宝殿指図」に御座畳の大きさは明記されていないが、御帳台の正面幅二尺七寸、側面幅二尺五寸を大きく超えるものではないとしてよく、承久度神座は先の二例に比して小さ

いことが分かる。小規模な御帳台であるため、御座畳を一帖としたのであろう。

また、天井も特徴的である。寝殿造等の御帳台では、天井縁を組み、格間を明障子で覆うのに対し、神座としての御帳台では、格間に板を張るのを典型とする。承久度神座の天井は、板ではなく樽とし、通常よりも低級なものとしてよい。

そして、特筆すべきは、承久度神座において両側面及び背面の柱間に紙を張ることである。これは、先に挙げた神座としての御帳台の例においては見られない特色である。そこで、寝殿造等の御帳台を参照すると、一般的な帷で囲う「帷帳」のほかに、柱間に襖障子を立てた「障子帳」がある。障子帳の御帳台は、十一世紀後期頃から見られ、十二世紀末期頃には帷帳を凌駕して使われるようになる。承久度神座は、形式としては帷帳であるが、その柱間に紙を張る。紙を張ることで御神体をより一層保護することができるのもちろんであるが、帷帳から障子帳への過渡期の形態を示すものである可能性もある。

最後に、御帷について触れておくと、四方に廻らせるのが本来の形式であるが、承久度神座では、背面を除く三方にのみ廻らせる。これは簡略化されたものとしてよい。寝殿造等の御帳台においても、全体に廻らせていた帷が次第に正面にだけ垂らすようになることされており、神座においても同様であったことが分かる。

(一) 略式の神座

先に述べたように、承久度神座は一般的な御帳台を部分的に略式とするものとしてよい。そこで、このような形式となった背景を推察したい。

承久度本殿は、部分的に形式を省略し、格式を下げて再建されており、往時当社は経済的に困難な状況であったものと考えられる。それが神座である御帳台を部分的に略式とすることとなった第一の要因としてよい。

それに加えて、神座の規模も影響しているだろう。本殿内陣後方の床を高め、そこに三基の御帳台を安置しており、各御帳台は比較的小さい。有力神社の御帳台の半分程度の規模しかない。御座畳を例にとると、小さいが故に正式な二帖一組ではなく、一帖としている。

また、中世において御帳台が変容していく過渡期の一形態を示していると考えられることもできる。内々陣の床高と浜床の省略は関係しているとしてよく、床高を高めた内々陣は浜床の後継であり、建築化された浜床と解釈してよいであろう。

また、両側面及び背面の柱間に紙を張ることは、障子帳の影響が考えられ、御帷が背面を除く三方にのみ廻らされることは、簡略化の表れである。すなわち、具体的な変容の様相は異なるが、寢殿造等における御帳台の建築化や簡略化が、神座としての御帳台でも見られるとしてよいであろう。

(二) 高良大社本殿の神座の影響

承久度本殿については、本社に相当する高良大社本殿と共通する特徴が見えられ、その影響を受けて成立したものと考えられた。但し、中世の高良大社本殿について、その構造形式が分かるのは、『高良玉垂宮神祕書』に記された天文十四年（一五四五）に再建されたものであり、それ以前については判然としない。一方、本殿の室内装束については、もう少し古い記録がある。

『表白集』には、文治四年（一一八八）に「御帳一面、染綾二疋、師子形二疋、已上爲添新殿莊嚴新所造進也」とあり、新殿（新しい本殿）の莊嚴に添えるために御帳、染綾、獅子形を新たに造ったという。「御帳」は、御帳台そのものを示す場合もあれば、単に帳を示す場合もある。もし御帳台を示すものであれば、本社と別宮とともに神座を御帳台としていたことになるが、この文面からのみでそのいずれかを判断するのは難しい。

なお、天文十四年に再建された本殿の神座については、『高良玉垂宮神祕書』第二七〇条に「御ツシノ寸ホウ」（御厨子の寸法）として、「一、四方三尺一寸、高三尺三寸、ハラヒテ六寸、マスカタ七寸、高三寸、ノキ四寸ナリ」とあることから、この神座は厨子すなわち宮殿の形式を採り、平面は三尺一寸四方に高さ三尺三寸、「マスカタ」（斗形）すなわち組物が使われ、「ノキ」（軒）の出を四寸とすることが知られる。そして、「ハラヒテ」は葺手としてよく、屋根に葺手（先端

を廠のように巻いた部材⁽³¹⁾が付いていたことが分かる。また、『宮寺縁事抄』第十一⁽³²⁾における文明十三年（一四八一）遷宮時に確認された本殿内の「小神殿」（厨子）は、「寶形作（二ハ）アラス、小棟アリ」すなわち屋根を入母屋造もしくは寄棟造としていたという。さらに、「此舊記二不違也」とあり、古くから厨子の形式を採っていたと認識されていたことが分かる。

鷹尾神社本殿の神座がいつまで御帳台の形式を採っていたかは不詳であるが、江戸時代に再建された現在の本殿は、内陣後方に板扉を建て、その奥を三室に区画した内々陣とする。古くは不詳であるが、中世後期においては本社と別宮で異なる神座の形式を採ることになったようである。

七 結語

復元考察の結果、承久度神座は一般的な御帳台を部分的に略式とするものであった。これは、往時当社が経済的に困難な状況にあったこと、神座の規模が小さいことに加え、御帳台が変容していく過渡期であったことが影響したものと推察された。同時に、寝殿造等における御帳台の建築化や簡略化が、神座としての御帳台でも同様に見られることも明らかとなった。

また、鎌倉時代は神社本殿のみならず神座である御帳台そのものも変容していく時期であったことが証明された。伊勢

神宮正殿や現存する宮殿を除いて、神社本殿の神座については、これまであまり研究されてこなかった。神社に関する記録の中には神座を含めた室内装束についての記録が散見され、それらを活用して復元的に考察することで、神社本殿及びその内部の荘厳、神座の特質や変遷を明らかにすることができるだろう。本稿はその足掛かりとなるものである。そして、神社建築史のみならず、神道史、住宅史の各分野の研究の一助となれば幸いである。

註(1) 詳しくは、山口佳巳「承久度鷹尾神社本殿」（『日本建築学会計画系論文集』第七七巻第六七九号、二〇一二年）を参照されたい。

(2) 「鷹尾社遷宮玉殿指図并用途直法等注文」（鷹尾家文書〈遷宮祭祀関係文書写の部〉一四、熊本中世史研究会編『筑後鷹尾文書』青潮社、一九七四年、所収）。本稿において、鷹尾神社に関するすべての文書番号は、熊本中世史研究会編『筑後鷹尾文書』（以下、活字本『筑後鷹尾文書』とする）による。また、柳川古文書館編『筑後鷹尾文書』（福岡県地方史研究連絡協議会、一九九五年。以下、写真本『筑後鷹尾文書』とする）にはその文書の写真が掲載されている。

(3) 鷹尾神社本殿の建築については、佐藤正彦「鷹尾神社本殿について―承久元年再建時の指図より―」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』一九七七年）と永井規男「鷹尾神社承久再建本殿の建築構成について」（『技苑』第四八号、一九八六年）の二論文があるが、神座を含む室内装束についての言及はな

い。

- (4) 二〇一五年度広島史学研究会大会にて「承久度鷹尾神社本殿の室内装束について」(『史学研究』第二八九号、二〇一五年、発表要旨掲載)と題して発表した。
- (5) 註1論文参照。
- (6) 活字本『筑後鷹尾文書』(註2)による。
- (7) 「高良別宮供下支配注文」鷹尾家文書(遷宮祭礼関係文書写の部)一。この文書は、二通より成っており、それぞれ保元四年(一一五九)と承安三年(一一七三)の年紀がある。
- (8) 「鷹尾社焼失日記(断簡)」鷹尾家文書(遷宮祭礼関係文書写の部)一〇。
- (9) 「御宝殿造営用材注文」鷹尾家文書(遷宮祭礼関係文書写の部)一一。
- (10) 「高良別宮神官等申状」鷹尾家文書(一紙文書の部)一三。
- (11) 註1論文参照。
- (12) 仁治三年(一二四二)、弘長三年(一二六三)から文永二年(一二六五)、弘安八年(一二八五)から正応五年(一二九二)に修理が行われている(註1論文参照)。
- (13) 「鷹尾社造営願案(後欠)」鷹尾家文書(一紙文書の部)七六。
- (14) 「鷹尾社造営願案(後欠)」(註13)による。
- (15) 柳川藩記録による(柳川市史編集委員会編『柳川の社寺建築』II、柳川市、二〇一一年)。
- (16) 承久度本殿の内々陣は床高を上げるのみで祭壇的であるが、その正面上部に内法長押を廻らせ御簾を掛けて境とするため、本稿では内々陣としておく。
- (17) 「貞和御傍記」(『新校羣書類従』第一巻、内外書籍、一九三二年、所収)
- (18) 宮地直一、佐伯有義監修『神道大事典(縮刷版)』(臨川書店、一九八六年)や國學院大學日本文化研究所編『神道事典』(弘文堂、一九九四年)等による。
- (19) 山田岳晴「神社玉殿の起源と特質」(国立歴史民俗博物館研究報告)第一四八集、二〇〇八年)による。
- (20) 現在の神座の種類については、八束清貫「神社有職故実」(神社本庁、二〇〇二年)、手塚道男「神社有職故実図絵」(宗教文化研究所、一九六五年)等が参照される。
- (21) 三浦正幸「神社の本殿 建築にみる神の空間」(吉川弘文館、二〇一三年)による。
- (22) 文化七年(一一八〇)に遷宮された住吉大社本殿に安置されていた御帳台(本来は摂社大海神社の神座)が佐川記念神道博物館(伊勢市所在)に展示されている。実際に使用された御帳台を公開している貴重な例である。また、賀茂別雷神社の江戸時代に作られた御帳台が、二〇一六年の式年遷宮に合わせて限定的に特別公開されたことはある。
- (23) 土田充義「八幡宇佐宮心永造替の本殿」(『日本建築学会論文報告集』第二二一号、一九七三年)
- (24) 小泉和子「家具と室内意匠の文化史」(法政大学出版局、一九七九年)や同「絵巻物にみる中世住宅の寝場所」(小泉和子、玉井哲雄、黒田日出男編『絵巻物の建築を読む』東京大学出版会、一九九六年、所収)、同「家具と道具」(小泉和子編『生活文化史』新体系日本史一四、山川出版社、二〇一四年、所収)など。
- (25) 小川光暘「昔からあった日本のベッド―日本の寝具史―」(Edition Wacora! 一九九〇年)や同「寝所と寝具」(雄山閣、二〇一六年)など。
- (26) 承久度鷹尾神社については、建保四年(一二二六)の「用

- 材注文」（註9）とこの承久元年（一二一九）の「宝殿指図」（註2）が伝えられている。いずれも本殿の再建、遷宮に関わる文書であるが、両者の材木寸法は異なる。列挙された材木寸法を比較すると、前者の方がやや長いことから、「材注文」は部材の加工を必要とする用材を記したものであり、「宝殿指図」は仕上がりの寸法を記したものであることが分かる。
- (27) 「山城賀茂御祖社遷宮用途注進状」（文書番号六〇二九、山城林康徳氏所蔵文書、『鎌倉遺文』古文書編第八卷、東京堂出版、一九七五年、所収）。賀茂御祖神社が仁治三年に遷宮した際の遷宮用途注文である。そのうち、「神殿内庫御装束御調度等」の中に御帳台が挙げられており、各部材の名称と員数、寸法が記載される。また、座具についても寸法と形状が記されており、有力神社に設えられた御帳台形式の神座を知る上で、貴重な史料である。復元される御帳台の詳細については、紙幅の都合上、稿を改めたい。
- (28) 「御床廻寸法書」（小山田文書八九大分県史料刊行会編『大分県史料』第七、大分県立教育研究所、一九五三年、所収）。宇佐神宮の御床は御帳台形式を採る。土田充義により復元されている（詳しくは註23論文参照）。
- (29) 『満佐須計装束抄』は『雅亮装束抄』ともいう。『新校羣書類従』第五卷、内外書籍、一九三二年、所収。
- (30) 『類聚雜要抄』（『新校羣書類従』第二十卷、内外書籍、一九二九年、所収）。なお、『類聚雜要抄』の編纂年については川本重雄『類聚雜要抄』の編者とその編纂時期（『日本建築学会学術講演梗概集』（北陸、一九九二年）を参照した。
- (31) 一棟の本殿に複数の神座を並べる場合、柱間に関係なく神座を配す場合と、柱間に合わせて神座を配す場合がある。厳島神社本殿の平面を示した古図「厳島本宮殿図」（厳島野坂
- 文書一八七九号、『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、広島県、一九七六年、所収）を見ると、柱間に合わせて玉殿が配置されている様子が分かる。
- (32) この文書において「凡」は「巾偏に凡」が使われているが、常用漢字にないため、本稿においては「凡」と表記した。なお、「巾偏に凡」は当社のみならず、宇佐神宮文書等にも見られる表記である。
- (33) 『石清水八幡宮記録』（石清水八幡宮社務所編『石清水八幡宮史』一九三二年、所収）によると、石清水八幡宮本殿の神座は、四隅に極めて細い柱を立て、柱上に端部を并桁状に組んだ細い横材を渡し、その横材から帳を垂らす。天井がなく、几帳を四方に立てたような構造とする。
- (34) 「棟行」は、本殿の棟が通る方向を示すか、もしくは御帳台の長手方向を示すかのいずれかであろう。いずれにしても同じ方向となるので、問題は無い。
- (35) 御帳台の頂部に掛け、下方に垂らすものについては、「帳」や「帷」、「帳帷」などと称される。本来であれば、この文書に記されたとおり「几帳」とすべきであろうが一般的な名称ではなく、混乱する恐れがある。そこで本稿においては、『満佐須計装束抄』（註29）や『類聚雜要抄』（註30）を参照し、「帷」（敬称が付くので「御帷」）を用いるものとする。
- (36) 『満佐須計装束抄』（註29）を参照すると、一基につき帷八帖を使い、四面に廻らせる。しかし、承久度御帳台の場合、背面側を除いた三方に御帷を掛けるが、一基につき八帖では余るし、三基分だとすると均等に配ることができない。したがって、具体的な御帷の廻らせ方は判然としない。
- (37) この上下については判然としない。
- (38) 「ハタハリハ八丈絹二寸〔ヲ〕出〔テ〕付残」の「ハタハリ」

が示すのは判然としない。

(39) 小泉和子『家具と室内意匠の文化史』(註24)による。

(40) 『賀茂社注進状』(註27参照)には、「御濱床四脚〔薄蒔平文〕」とあり、「御床廻寸法書」(註28参照)には、「御床長さ壹丈壹寸、よこ八尺八分、高さ壹尺三寸二分」とある。

(41) 『賀茂社注進状』(註27参照)には、「御座、縹欄四帖(中略)、二帖長各七尺五寸、弘各三尺五寸、二帖長各五枚二寸、弘各三尺八寸」(御帳台二基分)とある。『満佐須計装束抄』(註29)においては、「うげん二帖を北南にしく、(中略)。このた、みをつちしきといふ」とあり、「類聚雜要抄」(註30)においては、「地敷縹欄二帖。各長八尺三寸、弘四尺一寸四分」とある。

(42) 『賀茂社注進状』(註27参照)によると、賀茂御祖神社本殿の御帳台では格間に白張りの絹を張った上に、板を葺く。

(43) 但し、紙であるため別に注進された可能性は否定できない。

(44) 小泉和子『家具と室内意匠の文化史』(註24)及び同「絵巻物にみる中世住宅の寝場所」(註24)に詳しい。

(45) 註44参照。

(46) 小泉和子「家具と道具」(註24)において、平安時代後期頃から変化する形式とされている。

(47) 註24参照。

(48) 承久度鷹尾神社本殿と中世高良大社本殿の共通点としては、総柱とすること、内々陣の中央三間は相互の間に仕切りがなく一室とすること、庇は円柱とし建具等で囲い、身舎庇境の桁上に垂木を掛けることが挙げられる。詳しくは、註1論文を参照されたい。

(49) 『高良玉垂宮神秘書』(『高良玉垂宮神秘書同紙背』高良大社、一九七二年、所収)。文禄五年(一五九六)から正保三年

(一六四六)に成立したとされている(『高良玉垂宮神秘書同紙背』研究篇による)。

(50) 『表白集』(『福岡縣史資料』第八輯、福岡県、一九三七年、所収)

(51) 『宮寺縁事抄』第十一(『石清水文書之五』大日本古文书家わけ第四、東京大学史料編纂部、一九一三年、所収)

(52) 三浦正幸「高良大社本殿」(『四面庇系平面の神社本殿の研究』私家版(『東京大学博士論文』、一九八六年)による。その中で三浦は、中世の高良大社神座は厨子の形式を採ること、屋根が入母屋造や寄棟造であつたらしいことを指摘している。また、佐藤正彦も厨子が安置されていることについては言及している(佐藤正彦「中世期に於ける高良神社本殿について」『日本建築学会大会学術講演梗概集』(北陸)、一九八三年)。

(広島大学現代インド研究センター)